

訴訟について

- 1 原告 台東区
- 2 被告 Y (病院開設者及び管理者)
- 3 事件名 不当利得返還等請求事件
- 4 判決期日 令和6年6月13日

5 事案の概要

埼玉県三郷市内にある被告の運営する医療機関（以下「本件医療機関」という。）が不適正な請求により得た診療報酬に対し、主位的に不当利得に基づく返還を、予備的に不法行為に基づく損害賠償を求めるもの。

6 主な事実経過

- (1) 令和2年2月 本件医療機関は、関東信越厚生局より、夜勤看護師の人員配置基準を満たしていなかったことによる診療報酬の不適正な請求があったことについて指摘を受けた。
- (2) 令和4年1月 本件医療機関は、不適正な請求により平成28年6月から令和2年1月までの利用分に関する診療報酬を不当に得ていたことを認め、関東信越厚生局と埼玉県へ資料を提出した。
- (3) 令和4年10月 東京都福祉保健局から台東区へ本件医療機関の診療報酬返還通知が届いた。
- (4) 令和4年11月 台東区は、本件医療機関に対し、当該診療報酬の返還を求めるため納付書を送付した。
- (5) 令和4年12月 本件医療機関の代理人弁護士による保険者等を対象とした説明会が開催され、返還金について8割減額した上で、120回の分割払いで履行したい旨の提案があった。
- (6) 令和5年3月 納期限までに支払いがなかったため、督促状を送付した。
- (7) 令和5年12月 東京地方裁判所へ提訴した。

7 区の請求

- (1) 7,560,060円及び利息又は遅延損害金の支払
- (2) 訴訟費用の負担

8 区の主張

- (1) 被告は、本件医療機関において、入院病棟の各フロアの夜勤看護師の人数が施設基準を満たしていないことを認識していたことは明らかであるにもかかわらず、同基準を満たしているものとして診療報酬を請求し、特別入院基本料に係る診療報酬を不当に利得した（主位的請求）。
- (2) 上記行為について、被告には少なくとも過失があることは明らかであり、被告の行為は不法行為に当たる（予備的請求）。

9 被告の主張

- (1) 主位的請求については、各病棟の夜勤看護師の具体的な配置人数及び夜勤看護師の配置人数が施設基準を満たしていないことについて認識していなかった。
- (2) 予備的請求については、当時の担当者に施設管理を行わせていたものであり、過失はないため否認又は争う。

10 判決の主文

- (1) 被告は区に対し、7,560,060円及び支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

11 裁判所の判断要旨

原告の主位的請求は理由があるからこれを認容する。